

能登町週休２日工事 実施要領細則

1 総則

能登町週休２日工事实施要領の補足事項を定める。

2 費用

要領８費用における補正係数については、下記のとおりとする。

(１) 週休２日工事（現場閉所）

適用基準書	区分	補正係数			
		労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
・土木工事標準積算基準書 ・積算基準書（電気通信・機械編） ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会） ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）	週単位	—	—	—	—
	月単位	—	—	—	—
	通期	—	—	—	—
・公共建築工事積算基準	週単位	—	—	—	—
	月単位	—	—	—	—
	通期	—	—	—	—
・治山林道必携（森林整備保全事業）	月単位	1.04	1.02	1.03	1.05
	通期	1.02	1.02	1.02	1.03
・土地改良工事積算基準（農業農村整備事業）	週単位	—	—	—	—
	月単位	—	—	—	—
	通期	—	—	—	—
・積算基準書（港湾・漁港編）	週単位	—	—	—	—
	月単位	—	—	1.02	1.03
	通期	—	—	—	—

(２) 週休２日工事（交替制）

適用基準書	区分	補正係数			
		労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
・土木工事標準積算基準書 ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会） ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）	週単位	—	—	—	—
	月単位	—	—	—	—
	通期	—	—	—	—
・治山林道必携（森林整備保全事業）	月単位	1.04	—	—	1.03
	通期	1.02	—	—	1.01
・土地改良工事積算基準（農業農村整備事業）	週単位	—	—	—	—
	月単位	—	—	—	—
	通期	—	—	—	—

3 労務補正対象業種

別紙１参照

附 則

この細則は、令和５年４月１日以後に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この細則は、令和５年１０月２日以後に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この細則は、令和７年４月１日以後に入札公告又は指名通知等を行う工事から適用する。

附 則

この細則は、令和８年４月１日以後に入札公告又は指名通知等を行う工事から適用する。

附 則

この細則は、令和８年１０月１日以降を単価適用とする工事から適用する。

労務補正対象業種一覧

番号	職種名	番号	職種名
1	特殊作業員	31	山林砂防工
2	普通作業員	32	軌道工
3	軽作業員	33	型枠工
4	造園工	34	大工
5	法面工	35	左官
6	とび工	36	配管工
7	石工	37	はつり工
8	ブロック工	38	防水工
9	電工	39	板金工
10	鉄筋工	40	タイル工
11	鉄骨工	41	サッシ工
12	塗装工	42	屋根ふき工
13	溶接工	43	内装工
14	運転手（特殊）	44	ガラス工
15	運転手（一般）	45	建具工
16	潜かん工	46	ダクト工
17	潜かん世話役	47	保温工
18	さく岩工	48	建築ブロック工
19	トンネル特殊工	49	設備機械工
20	トンネル作業員	50	交通誘導警備員 A
21	トンネル世話役	51	交通誘導警備員 B
22	橋梁特殊工	52	電気通信技術者
23	橋梁塗装工	53	電気通信技術員
24	橋梁世話役	54	機械設備据付工
25	土木一般世話役	55	船団長（高級船員）
26	高級船員（※）港湾 5 職種	56	潜水世話役（潜水土）
27	普通船員（※）港湾 5 職種	57	助手（普通作業員）
28	潜水土（※）港湾 5 職種	58	機械工（溶接工）
29	潜水連絡員（※）港湾 5 職種	59	機械世話役（土木一般世話役）
30	潜水送気員（※）港湾 5 職種		